

【お知らせ】マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

当院では、令和4年1月19日（木曜日）から、オンライン資格確認の本格運用を開始いたしました。オンライン資格確認とは、マイナンバーカードや健康保険証を窓口で提示することにより、医療保険の資格確認がオンラインでできるようになる仕組みです。

公費負担医療証、地域単独事業の受給者証などについては、マイナンバーカードでは確認ができませんので、これまでどおり医療証などを提示していただく必要があります。

なお、マイナンバーカードがなくても、従来どおり健康保険証を提示していただくことで受診することができます。

マイナンバーカードの健康保険証利用についての詳細は、厚生労働省のホームページをご参照ください。

マイナポータルサイトURLはこちら、<https://myna.go.jp>